別記様式第１号（第４条関係）

農林漁業法人等投資育成事業に関する計画の承認申請書

年　　月　　日

農林水産大臣名　殿

申請者
住　　所
商号又は名称
代表者の氏名

農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成 14 年法律第 52 号）第３条第１項の規定に基づき、別紙の計画について承認を受けたいので申請します。

（記載要領）
申請者は、農林漁業法人等投資育成事業に関する計画の必要事項を記載し、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第３条第５項の承認要件を満たすことを示すこと。

（別紙）

農林漁業法人等投資育成事業に関する計画

1　農林漁業法人等投資育成事業を営む株式会社（農林漁業法人等投資育成事業を営む株式会社を設立しようとする者を含む。以下「投資育成会社」という。）又は農林漁業法人等投資育成事業を営もうとする投資事業有限責任組合（以下「投資育成組合」という。）に関する事項

（１）　投資育成会社又は投資育成組合の概要

（投資育成会社の場合）

投資育成会社の概要	
①商号	
②主たる事務所の所在地	
③代表者（設立中の株式会社にあっては、発起人及び役員となるべき者）の氏名	
④連絡先（電話番号、担当者名）	
⑤投資育成会社が他の事業を行っている場合は当該他の事業の内容	
⑥資本金の額又は出資の総額（見込みを含む。）	

（投資育成組合の場合）

投資育成組合の概要	
①投資育成組合の名称	
②投資育成組合の事務所の所在地	
③無限責任組合員の概要	
氏名、名称又は商号	
代表者の氏名	

④無限責任組合員の連絡先（電話番号、担当者名）	
⑤投資育成組合が他の事業を行っている場合は当該他の事業の内容	
⑥投資育成組合の財産の総額（見込みを含む。）	

（２） これまでの農林漁業法人等への投資又は融資の業務実績

業　務　実　績
投資育成会社又は投資育成組合の無限責任組合員の農林漁業法人等に対する投資又は融資の実績がある場合には、どのような業務を行ってきたのか、投資（融資）件数、投資（融資）総額及び投資（融資）先の概要並びに業務の実施時期等を具体的に記載すること。

（３） 農林漁業法人等投資育成事業の運営に関する指針

運営に関する指針の内容
農林漁業法人等投資育成事業を実施するに当たって、農林漁業法人等の健全な成長発展に資するための運営方針を記載すること。

２　農林漁業法人等投資育成事業の概要

（１） 実施期間

（２） 農林漁業法人等投資育成事業を実施するために有するネットワーク

（３） 農林漁業法人等投資育成事業の対象とする農林漁業法人等の別、種類及び実施する事業

①　農林漁業法人等投資育成事業の対象とする農林漁業法人等の別

□　法第２条第１項第１号に掲げる法人
□　法第２条第１項第２号に掲げる法人
□　法第２条第１項第３号に掲げる法人
□　法第２条第１項第４号に掲げる法人
□　法第２条第１項第５号に掲げる法人

□　上記法人に外国法人である農林漁業法人等が含まれる場合

②　農林漁業法人等投資育成事業の対象とする農林漁業法人等の種類

③　実施する事業

（４） 農林漁業法人等からの投資ニーズ

（５） 農林漁業法人等投資育成事業の内容

（６） 投資計画

（単位：　　）

区　　分	期 年月～年月	期 年月～年月	期 年月～年月	期 年月～年月	期 年月～年月
期首投資財源額					
新規投資実行額 （投資累計額）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
投資回収額					
受取配当					
利　息					
株式等売却					
費　　用					
株式等損失					
管理費等					
期末投資財源額					
投資残高					
新規投資先数 （投資累計先数）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
投資終了先数					
期末投資先数					

（備考）

１　「（２） 農林漁業法人等投資育成事業を実施するために有するネットワーク」には、農林漁業法人等投資育成事業を行っていく上で、どのようなネットワークを有しているのかについて具体的に記載すること。

２　「（３） 農林漁業法人等投資育成事業の対象とする農林漁業法人等の別、種類及び実施する事業」には、農林漁業法人等投資育成事業の対象とする農林漁業法人等の別（法第２条第１項各号に掲げる法人のいずれに該当するかの別をいう。以下同じ。）、種類（農事組合法人、漁業生産組合、株式会社又は持分会社の別（農林漁業法人等投資育成事業の対象に法第２条第１項第１号に掲げる法人を含む場合にあっては、営農類型を含む。）をいう。以下同じ。）及び法第２条第２項の事業のうち実施する事業を記載すること。

３　「（４） 農林漁業法人等からの投資ニーズ」には、農林漁業法人等投資育成事業を実施するに当たって、農林漁業法人等からどのような投資ニーズがあるのかについて具体的に記載すること。

４　「（５） 農林漁業法人等投資育成事業の内容」には、（２）に掲げるネットワークをどのように活用し、どのような方法で農林漁業法人等投資育成事業に係る投資又は経営若しくは技術の指導を行うことにより農林漁業又は食品産業の健全な成長発展に資するのかを具体的に記載すること。

５　「（６） 投資計画」の「区分」欄は、必要に応じて修正の上記載するとともに、特記すべき主要科目の明細とその内容について添付すること。

3　農林漁業法人等投資育成事業の実施体制

（１）　投資事業

（２）　経営又は技術の指導を行う事業

（備考）

投資決定プロセス（投資委員会の議決方法等）、無限責任組合員の業務執行の監督体制（諮問委員会等）、投資回収プロセス、農林漁業法人等投資育成事業を営むに当たっての知識及び経験を有する者の確保の状況並びに組織体制について具体的に記載すること。

4　持分又は株式の取得の対象とする農林漁業法人等の選定の基準

（１）　持分又は株式の取得の対象とする農林漁業法人等の財務内容、経営（事業）計画等とともに、農林漁業又は食品産業の持続的な発展に対する寄与に関する具体的な目標を定めた農林漁業法人等を選定することを定めることについて記載すること。

（２）　次のいずれかに掲げる農林漁業法人等以外の農林漁業法人等を選定することを定めることを記載すること。

イ　暴力団員等が役員（設立中の農事組合法人、株式会社及び漁業生産組合にあっては発起人及び役員となるべき者をいい、設立中の持分会社にあってはその社員になろうとする者をいう。）にいるもの

ロ　暴力団員等がその事業又は事業活動を支配するもの

（備考）

（１）には、

１　持分又は株式の取得の対象とする農林漁業法人等に支援法人（法第２条第１項第５号に掲げる法人をいう。）が含まれる場合にあっては、当該支援法人が行う事業活動の内容

２　持分又は株式の取得の対象とする農林漁業法人等に外国法人である農林漁業法人等が含まれる場合にあっては、当該外国法人である農林漁業法人等が営む事業又はその行う事業活動の実施地域及び分野並びに当該外国法人である農林漁業法人等と我が国の農林漁業又は食品産業の事業者との関連性

を含めること(以下９の新株予約権及び 13 の新株予約権付社債等についてそれぞれ同じ。）。

5　持分又は株式の取得及び処分の際の評価の基準

持分又は株式の取得価額及び処分価額の評価方法などを記載すること。

6　持分又は株式の取得の限度

農林漁業法人等の別及び種類ごとに持分又は株式の取得の限度（その持分又は株式に係る議決権の取得の限度を含む。）を記載すること。

7　持分又は株式の保有期間

持分又は株式を保有する基準期間を記載すること。

8　持分又は株式の処分の方法

持分又は株式の処分価額の評価方法、処分の手段、処分の基準及び処分に当たって農林漁業法人等の取締役会の了承（農事組合法人及び漁業生産組合にあっては総会又は理事会による承認、持分会社にあっては社員全員の承諾をいう。）を経ることなど処分に当たっての手続を記載すること。

9　新株予約権の取得の対象とする農林漁業法人等の選定の基準

（１）新株予約権の取得の対象とする農林漁業法人等の財務内容及び経営（事業）計画等とともに、農林漁業又は食品産業の持続的な発展に対する寄与に関する具体的な目標を定めた農林漁業法人等を選定することを定めることについて記載すること。

（２）次のいずれかに掲げる農林漁業法人等以外の農林漁業法人等を選定することを定めることを記載すること。

イ　暴力団員等が役員（設立中の農事組合法人、株式会社及び漁業生産組合にあっては発起人及び役員となるべき者をいい、設立中の持分会社にあってはその社員になろうとする者をいう。）にいるもの

ロ　暴力団員等がその事業又は事業活動を支配するもの

10　新株予約権の内容に関する基準

新株予約権の行使により取得される株式の発行価額の評価方法及び新株予約権の行使により取得される農林漁業法人等の株式の種類等を記載すること。

11　新株予約権の取得の限度

農林漁業法人等の別及び種類ごとに新株予約権を全て行使することにより取得される株式に係る取得の限度（その株式に係る議決権の取得の限度を含む。）を記載すること。

12　新株予約権の行使の時期

新株予約権を行使する時期及びその行使に当たっての考え方を記載すること。

13　新株予約権付社債等の取得の対象とする農林漁業法人等の選定の基準

（１）新株予約権付社債等の取得の対象とする農林漁業法人等の財務内容及び経営（事業）計画等とともに、農林漁業又は食品産業の持続的な発展に対する寄与に関する具体的な目標を定めた農林漁業法人等を選定することを定めることについて記載すること。

（２）次のいずれかに掲げる農林漁業法人等以外の農林漁業法人等を選定することを定めることを記載すること。

イ　暴力団員等が役員（設立中の農事組合法人、株式会社及び漁業生産組合にあっては発起人及び役員となるべき者をいい、設立中の持分会社にあってはその社員になろうとする者をいう。）にいるもの

ロ　暴力団員等がその事業又は事業活動を支配するもの

14　新株予約権付社債等の取得の限度

農林漁業法人等の別及び種類ごとに社債に付された新株予約権を全て行使して株式を取得する場合における当該株式に係る取得の限度（その株式に係る議決権の取得の限度を含む。）を記載すること。

15　新株予約権付社債等の償還期限に関する基準

新株予約権付社債等の償還期限の基準期間を記載すること。

16　新株予約権付社債に付された新株予約権の内容に関する基準

新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により株式を取得するための払込額（新株の発行価額）の評価方法及び新株予約権の行使により取得する農林漁業法人等の株式の種類等を記載すること。

17　新株予約権付社債に付された新株予約権の行使の時期

新株予約権付社債に付された新株予約権を行使する時期及びその行使に当たっての考え方を記載すること。

18　投資先の農林漁業法人等の配当の基準

投資先の農林漁業法人等に対して配当を要求する際の基準について、例えば、配当の支払金額及び支払時期について投資先の内部留保の状況に十分配慮し、農林漁業法人等の自己資本の充実を図る観点から具体的に記載すること。

19　経営又は技術の指導を行う事業の手数料

持分、株式、新株予約権又は新株予約権付社債等を保有する農林漁業法人等に対して経営又は技術の指導を行う事業に要する経費を当該農林漁業法人等から徴収する場合における手数料の額について記載すること。

20　農林漁業法人等投資育成事業以外の業務

農林漁業法人等投資育成事業以外の業務を行う場合にあっては、当該業務が農林漁業法人等投資育成事業の適正かつ確実な遂行を妨げないことを確保するため講ずる措置について記載すること。なお、農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人への出資を行う承認会社にあっては、農林漁業法人等投資育成事業及び当該事業に附帯する事業以外の事業を行うことはできない。

21　その他参考となるべき事項

（１）農林漁業法人等投資育成事業を営む上で法令等による登録等が必要な場合における当該登録等の状況（例えば金融商品取引法第 29 条の金融商品取引業の登録、金融商品取引法第 63 条第２項の適格機関投資家等特例業務の届出）、当該登録等の内容及び当該登録等を行った者等を記載すること。

（２）その他農林漁業法人等投資育成事業を営む上で参考となる事項を記載すること。